



返しきれない借金で悩んでいませんか?

複数の業者などから借金をしていて、返済が困難になっている状態を**多重債務**といいます。

「収入が減って、生活費や住宅ローン返済のために借入れを重ねてしまった」「知人の保証人になり、多額の借金を抱えてしまった」「クレジットカードを使い過ぎて、支払いができなくなった」「突然失業して、奨学金の返済ができなくなった」など、多重債務に陥る原因は、さまざまです。



多重債務を避けるために!

- 返すあてのないお金は借りない(借金返済のための借金をしない)
- 安易に保証人にならない
- クレジットカードは計画的に利用する
- 闇金融業者は絶対に利用しない

多重債務で返済が困難な場合は、**債務整理** をすることで生活を立て直すことができます。

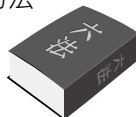
債務整理 4つの方法

任意整理

借金が比較的少額の場合で、裁判所を通さずに弁護士などが代理人となり返済計画を立てて貸金業者などと交渉し、合意した返済方法に基づいて借金を返済する方法

特定調停

簡易裁判所に申し立て、調停で合意した返済方法に基づき返済する方法



個人再生

将来において一定の収入が見込まれる場合で、借金返済の再生計画案が裁判所で認められ返済が完了した場合、残りの借金が免除される方法(住宅を残すことが可能なケースもあります)

自己破産

返済が不可能な場合で、自らの財産を換金して借金を返済し、残りの借金については免責を認めよう方法

債務整理を進めるには

弁護士などの専門家に依頼するのが一般的です。弁護士や認定司法書士に依頼する場合は、2回目の相談からは有料になりますが、世帯の収入に応じて費用を免除または分割払いにする制度(民事扶助制度)もあります。



伊勢市消費生活センターでは、借金や生活の状況を聞き取り、**債務整理した場合のメリットやデメリット**について説明し、**適切な相談先を案内**しています。また、毎月第3木曜日・午前中に**認定司法書士による多重債務相談会**も行っています。

※相談は予約が必要です。1人30分間、先着4人で、毎月1日から同センターで予約を受け付けています。

※相談会の日時は変更される場合がありますので、「広報いせ」毎月1日号最終ページ裏面、または電話予約の際に確認してください。債務整理についての相談には必ず、**借金をした本人が契約書・請求書など契約内容の分かるものを当日持参**してください。

※本人から詳しい聞き取りができない場合、弁護士などの専門家を紹介することができません。市で相談することに抵抗がある場合は、三重県消費生活センター(津市栄町1-954栄町庁舎3階・☎059-228-2212)でも相談できます。

返しきれない借金で悩んでいる人やその家族の皆さんは、1人で悩まず、消費生活センターに相談を!!